

情報・意思疎通支援用具

品 目	対 象 要 件	性 能	給付基準額	耐用年数
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障がい者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障がいを有する方で原則として学齢児以上の方	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者（児）が容易に使用し得るもの	98,800 円	5 年
携帯用会話補助装置専用大型キーボード	携帯用会話補助装置の給付対象としている方のうち上肢障害２級以上の方	携帯用会話補助装置に接続可能であって、足で入力できるようキーが大型化された機種	80,000 円	5 年
パーソナルコンピュータ用特殊入力装置	パーソナルコンピュータ又はワードプロセッサの入力操作が困難な身体障がい者	パーソナルコンピュータ又はワードプロセッサの入力操作が容易に使用できるもの	60,000 円	5 年
情報・通信支援用具	パーソナルコンピュータ又はワードプロセッサの入力操作が困難な上肢機能障害２級以上の方	（パーソナルコンピュータ用特殊入力装置） パーソナルコンピュータ又はワードプロセッサの入力操作が補助でき、障がい者が容易に使用できるもの	120,000 円	5 年
		（OS 音声化システム） パーソナルコンピュータのディスプレイに表示される文字を音声に変換し音声装置に出力できるもの	30,000 円	5 年
		（視覚障がい者用ワープロソフト） 音声ガイド、文字拡大機能等視覚障がい者の利用に配慮したもの	50,000 円	5 年
		（点字処理システム） パーソナルコンピュータへの点字による文字入力をキーボードから入力できるもの	20,000 円	5 年
		（スキャナ） 文字、画像等を読み取り、文字を認識するソフト、画像を拡大するソフト等に情報を出力できるもの	15,000 円	5 年

点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障がい者（原則として視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級）の身体障がい者であって、必要と認められる１８歳以上の方	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年
点字器	視覚障がい者であって、本装置により情報伝達や意思疎通等が可能になる方	A：32マス18行、両面書真鍮板製 B：32マス18行、両面書プラスチック製	A：10,400円 （標準型） B：6,600円 （標準型）	7年
		A：32マス4行、片面書アルミニウム製 B：32マス18行、片面書プラスチック製	A：7,200円 （携帯用） B：1,650円 （携帯用）	5年
点字タイプライター	視覚障害２級以上（本人が就労若しくは就学しているか、又は就労が見込まれる方に限ります）	障がい者（児）が容易に使用し得るもの	63,100円	5年
点字電子手帳	意思伝達が困難な視覚障がい者（点字による意思伝達が可能な方に限ります）	持ち運びが容易で、外出先での情報の入出力が可能であり、点字の編集機能を持つ機種	125,000円	5年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上で原則として学齢児以上の方	ア：音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、障がい者（児）が容易に使用し得るもの	ア： 録音再生機 85,000円	6年
		イ：音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、障がい者（児）が容易に使用し得るもの	イ： 再生専用機 35,000円	
デジタル録音図書読書機	視覚障がい者で墨字本による読書が困難な方	DAISYフォーマット対応のデジタル録音図書を音声により読み上げ	20,000円	5年

		る読書機（デジタル録音図書をパソコン等で読み上げるためのソフトウェアの購入を除きます）		
視覚障害者用音声読書機	視覚障がい者で墨字本による読書が困難な方（パーソナルコンピュータ等の操作が困難なため真に専用機が必要な方に限ります）	活字を読み取り、音声で読み上げる読書機（画像読み込み、文字認識、音声読み上げ等の機能が一体となった専用機に限ります）	150,000円	5年
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上で原則として学齢児以上の方	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障がい者（児）が容易に使用し得るもの	99,800円	6年
視覚障害者用読書器	視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる方で原則として学齢児以上の方	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの	198,000円	8年
盲人用時計	視覚障害2級以上で18歳以上の方。なお、音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な方を原則とします。	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	音声： 13,300円 触読： 10,300円	10年
聴覚障害者用通信装置	聴覚障がい者又は発声・発語に著しい障がいを有する方であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方（原則として学齢児以上）	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者（児）が容易に使用できるもの	71,000円	5年
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障がい者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる方	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを	88,900円	6年

		画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、障がい者（児）が容易に使用し得るもの		
人工喉頭	喉頭摘出者であって、本装置により情報伝達や意思疎通等が可能になる方	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き講音化するもの	5,000円 (笛式)	4年
		顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き講音化するもの	70,100円 (電動式)	5年
人工鼻	音声・言語機能障がい者（児）であって、喉頭摘出を行った方	障がい者（児）が容易に使用し得るもの	23,600円	1月